

福津市総合運動公園・久末総合公園・あんずの里運動公園
・宮の元公園・本木川自然公園
指定管理者募集要領

令和8年7月

福津市

目 次

1	市の基本方針及び目的	2
2	公園の概要等	2
3	指定管理者が行う業務	4
4	管理の基準	4
5	指定の期間	4
6	施設の管理運営に要する費用の取扱い	4
7	指定管理者の資格	6
8	提出書類	7
9	指定管理者の候補者の審査基準及び選定	8
10	選定結果の通知等	9
11	説明会の開催及び質疑	9
12	選定等の日程	10
13	募集要領の配布場所及び配布期間	11
14	指定管理者の申請に係る留意事項	12
15	福津市と指定管理者との役割・リスク分担	12
16	法令等の遵守	12
17	指定管理者申請書の提出先及び受付期間	13
18	条例・施工規則等	13
19	資料	13

1 市の基本方針及び目的

福津市総合運動公園・久末総合公園・あんずの里運動公園・宮の元公園・本木川自然公園（以下「5公園」という。）は、安心して楽しめる憩いの場として、市民や地域に広く利用されています。

今般の公募は、福津市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、5公園の管理運営等に関する業務を効果的かつ効率的に行うことで、安心安全な公園空間の持続的な提供、市民福祉のサービス向上への寄与を期待できるノウハウを持った指定管理者を選定することを目的に実施するものです。

本市の5公園に対する基本的な考えは、以下のとおりです。公園の潜在的な価値や特色を引き出すことのできる創意工夫のある事業計画提案を募集します。

(1) 福津市総合運動公園

本市の交流活動の拠点となる施設として、スポーツ・レクリエーション等を通じて、公園利用の促進を図る。

(2) 久末総合公園

旧水道施設である久末ダムが公園管理区域として加わっており、自主事業等を通して、ダム湖面を活用し、公園の特色を生かした市民の交流の場として活性化を図る。

(3) あんずの里運動公園

市の個性を表現する交流拠点施設として、ロケーションの良さを生かした利活用に力を入れるとともに、スポーツや自然観察等を通じて、市民交流の場として活性化を図る。また、収穫されるあんずの実を通して、福津市ブランドのイメージアップを図る。

(4) 宮の元公園

郷土工芸の体験学習や文化交流の場として有効的に活用するとともに、幅広い世代に親しまれる公園として利用促進を図り、地域に根ざした自主事業を展開し、地域交流の場として活性化を図る。

(5) 本木川自然公園

市民の心身の増進を図る憩いの場を提供するとともに、自然豊かな特色を生かした体験学習や学びの場、研究の場、地域との交流の場として、学校や教育機関等と連携した自主事業を展開し、四季を通じて利用される公園として活性化を図る。

2 公園の概要等

(1) 名称及び所在地

公園名	所在地
福津市総合運動公園（なまずの郷）	福津市上西郷779-1
久末総合公園（みずがめの郷）	福津市久末86-6

あんずの里運動公園（あんずの里）	福津市勝浦 1 7 0 6 - 1
宮の元公園（ふれあいの里・シルバーパーク）	福津市津屋崎 3 - 4 - 1
本木川自然公園（ほたるの里）	福津市本木 1 9 5 7 - 1

(2) 施設の概要

別紙「福津市総合運動公園・久末総合公園・あんずの里運動公園・宮の元公園・本木川自然公園指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(3) 施設の供用日時

仕様書を参照してください。

(4) 有料公園施設の利用料金

有料公園施設の利用料金は、下記の使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。

福津市公園条例第10条別表第4

(令和9年度料金)

公園名	施設名	利用区分	施設使用料(円)		照明使用料(円)	
			市内者	市外者	市内者	市外者
福津市総合運動公園	野球場	全面/時間	1,140	2,420	2,280	4,840
	テニスコート(オムニ)	1面/時間	250	520	470	960
	テニスコート(クレー)	1面/時間	240	480	—	—
	弓道場	個人/時間	120	240	120	240
		専用/時間	570	1,200	570	1,200
	多目的グラウンド	半面/時間	570	1,200	—	—
		全面/時間	1,140	2,420	—	—
	アーチェリー場	個人/時間	120	240	—	—
専用/時間		570	1,200	—	—	
久末総合公園	野球場	全面/時間	1,140	2,420	—	—
	テニスコート(オムニ)	1面/時間	250	520	—	—
あんずの里運動公園	野球場	全面/時間	470	960	—	—
	テニスコート(クレー)	1面/時間	190	380	—	—
	多目的グラウンド	半面/時間	280	600	—	—
		全面/時間	570	1,200	—	—
宮の元公園(ふれあいの里・シルバーパーク)	管理棟会議室(小会議室)	1時間	220	440		
	宮の元1号棟	1時間	220	440		
	宮の元1号棟	1時間	170	340		

冷暖房			
宮の元1号棟 陶芸窯(素焼)	1台/1回	1,650	3,300
宮の元1号棟 陶芸窯(本焼)	1台/1回	1,980	3,960
宮の元1号棟 電動ろくろ	1台	120	240
宮の元2号棟	1時間	220	440
宮の元2号棟 冷暖房	1時間	230	460
宮の元3号棟	1時間	220	440
宮の元3号棟 冷暖房	1時間	180	360

備考

- 1 1時間を単位として利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。
- 2 宮の元公園における陶芸窯利用時のガス料金は、実費負担とする。
- 3 市内者とは、市内に居住する者、又は市内の事業所をいい、市外者とは市内者以外の者をいう。
- 4 令和9年度より使用料の改定が決定しており、激減緩和措置による各年の改定額は、資料「有料公園施設使用料の改定」のとおり。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、福津市公園条例等で定める業務とし、詳細は仕様書のとおりとします。

4 管理の基準

業務の実施基準は仕様書のとおりとし、細部については、指定管理者との協定書で定めます。

5 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を予定しています。

6 施設の管理運営に要する費用の取扱い

(1) 指定管理料の交付

市は、管理運営に係る経費として、指定管理者に指定管理料を年12回（毎月）に分割して支払います。

指定管理料については5年間の総額601,820千円（消費税額及び地方消費税額を除く）を上限とし、各年度の内訳は次のとおりとします。指定管理料の提案については「指定管理料提案書（別紙様式2）」に希望する額（消費税額及び地方消費税額を除く）を記入し提出してください。

なお、消費税額は消費税法（昭和63年法律第108号）に準ずる。

ア 指定管理料の上限額（消費税額及び地方消費税額を除く）

令和9年度	120,364千円
令和10年度	120,364千円
令和11年度	120,364千円
令和12年度	120,364千円
令和13年度	120,364千円

（2）利用料金等の取扱い

有料公園施設の利用料金については、指定管理者の収入として指定管理者が収受します。利用料金の収受・管理方法（券売機の設置等）については、提案事項とします。

利用料金は必要に応じて返還し、また、あらかじめ市長の承認を得て、減免を行うこととします。

なお、利用料金以外の自動販売機手数料、寄付金、大会参加料等については、別途指定管理者が定め、指定管理者の収入とすることができます。

令和9年度より有料公園施設使用料の改定を受け、指定管理期間内において、激変緩和措置による利用料金の変更を行う場合は、指定管理者の負担とします。

（3）目的外使用の取扱い

利用者の利便性の確保のため、施設の設置目的外のレストラン、売店、自動販売機、ATM等を施設内に設ける場合は、市の行政財産の目的外使用許可を受けて設置するものとします。

なお、使用許可及び占用許可は市が行い、使用料及び占用料は市の収入となります。

（4）事業収支

市が試算した事業収支は別紙1「事業収支試算」のとおりです。「事業収支試算」を参照して、収支計画書を作成してください。

なお、市では修繕費を年間12,000千円と試算しており、修繕費が試算額を下回った場合その差額を市に返納することとします。修繕の対象は、仕様書を参照してください。

（5）自主事業

当施設の潜在的な魅力・価値の付加、民間活力と創意工夫による利用者サービスの向上を目的として、指定管理者は、市の承認を得て自主事業を行うことができます。自主事業は、指定管理者の責任と費用により実施するものとします。

なお、市では自主事業費内にて、久末ダムに対して公園機能の整備費を含めて、試算しておりますので、指定管理期間中継続して自主事業を実施するものとします。さらに、本木川自然公園では、通年を通して5つ以上の自主事業及び、学校や教育機関、地元自治会等と連携した自主事業を指定管理期間中の実

施に向けて検討するものとします。

また、別紙「自主事業概要」を勘案した上で、自主事業計画について提案してください。

自主事業の実施に必要な条件等は、別途協議の上、定めることとします。

(6) 備品等

業務の実施に必要な備品等（事務用品、消耗備品等を含むもので、市が無償で貸与する備品等以外のもの）で不足するもの、指定管理者の提案事項により必要となる備品等は、貸与の対象外となりますので、指定管理者の費用で購入又は調達するものとします。

なお、車両については貸与の対象外としますので、購入又は調達してください。

7 指定管理者の資格

応募資格は、県内に事務所を有する団体又は法人（以下「団体」という。）とします。

なお、応募者（応募者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が次の各号に該当する場合は、無効又は失格とします。

(1) 欠格事項

次の事項に該当する団体の応募は、無効とします。

- ア 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市から指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない団体
- イ 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (イ) 精神の機能の障がいにより指定管理者の役員として必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (ウ) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (エ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - (オ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
 - (カ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 本指定管理者の受付開始日の 2 年前以降の日において、市に対し警察本部から下記の通知があった者、又は通知があった者が役員となっている団体
 - (ア) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）である者
 - (イ) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的

- 組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっている者
- (ウ) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している者
 - (エ) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した者
 - (オ) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した者
 - (カ) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した者
 - (キ) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した者
 - (ク) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している者

(2) 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とします。

- ア 市長、副市長、地方自治法第 180 条の 5 の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員（以下「市長等」という。）又は議員が、市に対し、主として指定管理者の業務及び請負をする法人（市長等の場合にあつては、市が資本金、基本金その他これに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人の場合
- イ 選定審査に関する不当な要求等があった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 要領に定める規定に違反又は著しく逸脱した場合
- オ その他不正行為があった場合

8 提出書類

(1) 申請書の部数

提出部数は、すべて正 1 部、副 11 部提出してください。

(2) 提出書類（「福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」第 3 条第 1 項及び 2 項）

法人の場合は①から⑬まで、その他の団体にあつては①と②及び⑤から⑬までの書類を提出してください。ただし、⑬の別紙様式 3 は該当する場合のみ提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ② 定款、寄附行為、規約等
- ③ 法人の登記簿謄本
- ④ 法人の印鑑証明書

- ⑤役員の名簿及び履歴書
- ⑥法人その他の団体の設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要が分かる書類
- ⑦法人その他の団体の事業計画書、収支予算書（指定申請書を提出する日の属する事業年度のもの）
- ⑧法人その他の団体の事業報告書、収支決算書又は貸借対照表、損益計算書等（指定申請書を提出する日の属する前事業年度のもの）
- ⑨指定申請書で申請した施設に関する事業計画書（様式第2号）
- ⑩指定申請書で申請した施設に関する収支計画書（様式第3号）及び収支計算書算定内訳書（様式第4号）
- ⑪市税に滞納がない旨の証明書
（申請団体の所在地における証明書で可）
- ⑫欠格事項に該当しない旨の宣誓書（様式第5号）
- ⑬前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - ・指定管理料提案書（別紙様式2）
 - ・共同事業体協定書兼委任状（別紙様式3）
 - ・提出書類チェックリスト（別紙様式4）
 - ・指定管理者応募業者概要書（別紙様式5）

注1 申請書提出時は、②及び③の目的内（営む事業）に「公共施設の運営及び管理等の業務の請負」又は「施設の管理運営」等に関する事項があることが必要です。また、法人以外のその他の団体についても、規約等の中に同様の事項があることが必要です。

注2 定款を変更する場合に、法人登記変更手続きが指定申請期間までに間に合わないときは、法人登記を変更中であることを証する書面を添付してください。

注3 共同事業体での申請の場合は、⑬の別紙様式3「共同事業体協定書兼委任状」を提出してください。また、全ての構成団体の②から⑧（法人でない場合は③、④は不要）、⑪、⑫を提出してください。共同事業体の結成は、「共同事業体協定書兼委任状」をもって認めるものとし、当該共同事業体における規約等は特に求めません。結成日は、申請日以前の日付としてください。

注4 申請書類提出時に、申請書類の項目・内容を確認の上、別紙様式4「提出書類チェックリスト」を提出してください。

注5 提案内容等を記載した別紙様式5「指定管理者応募業者概要書」を提出してください。本概要書は、今回の指定管理者に応募された他者との比較のため一覧表にして使用します。編集のために必要な改行等のレイアウト以外は市で修正しませんので間違い等がないよう作成してください。また、編集に支障をきたすため基本レイアウトは変更しないよう作成してください。

9 指定管理者の候補者の審査基準及び選定

(1) 審査基準

指定管理者の選定に係る審査基準については、福津市公の施設における指定

管理者の指定に係る指定候補者選定規程に基づき、審査を行います。

なお、選定の基準は下記のとおりであり、審査項目、配点については別紙2「指定管理者選定における審査基準表」のとおりです。

- ① 市民の平等な利用が確保されていること
- ② 指定施設の効用を最大限に発揮されていること
- ③ 管理経費の縮減が図られていること
- ④ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること
- ⑤ 市長が指定施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしていること

(2) 選定方法

ア 第1次審査（書類審査）

提出された書類等により参加資格要件に関する資格審査を行います。第1次審査の結果については、令和8年9月上旬に通知する予定です。

イ 第2次審査（プレゼンテーション等）

第1次審査で選定した団体には、福津市指定管理者選定委員会において、提出された書類をもとにプレゼンテーションを行って頂きます。また、プレゼンテーション終了後、内容等についてヒアリングを行いますので、代表者又は代理人の出席をお願いします。なお、審査の結果、該当候補者がいない場合は、選定を見送ることとします。

(3) 指定管理者の決定

第2次審査の結果を同委員会から市長へ意見書として提出し、市長が指定候補者を選出します。福津市議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決後、指定管理者の決定を行います。ただし、市議会の議決を経るまでに指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合、市議会の議決が得られなかった場合は指定管理者に指定されません。その場合においても、指定候補者が申請手続きに関して支出した費用等については、一切補償いたしません。

10 選定結果の通知等

第1次審査及び第2次審査の結果については、全応募団体に通知します。また、候補者の選定後、応募の概況（経過、応募者名簿など）、選定した候補者名について公表します。

11 説明会の開催及び質疑

(1) 説明会の開催

今回の公募に際し説明会は実施いたしません。各公園の見学を希望される方は、次のとおり申し込んでください。

なお、見学会への参加は、1団体につき2名までとします。

ア 見学会日時

令和8年7月15日（水）午後1時30分から

イ 見学会集合場所

福津市総合運動公園（なまずの郷）

福岡県福津市上西郷 7 7 9 - 1 TEL:0940-42-8800

ウ 見学会申込方法、期間及び場所

(ア) 申込方法

申込は別紙様式 6 「見学会参加申込書」により行うものとし、持参又は FAX の方法とします。

(イ) 受付期間及び場所

令和 8 年 7 月 6 日（月）から令和 8 年 7 月 1 4 日（火）まで
（ただし、土、日、祝日は除く。）午前 9 時から午前 1 1 時・午後 1 時
から午後 4 時まで

福津市 都市整備部 建設課 建設係

〒811-3293 福岡県福津市中央 1 丁目 1 - 1

TEL:0940-62-5062 FAX:0940-43-9005

(2) 質疑及び回答

この要領に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。

ア 質疑方法

質問は別紙様式 1 「質問書」により行うものとし、持参又は FAX の方法とします。

イ 受付期間及び場所

令和 8 年 7 月 6 日（月）から令和 8 年 7 月 3 1 日（金）まで
（ただし、土、日、祝日は除く。）午前 9 時から午前 1 1 時・午後 1 時
から午後 4 時まで

福津市 都市整備部 建設課 建設係

〒811-3293 福岡県福津市中央 1 丁目 1 - 1

TEL:0940-62-5062 FAX:0940-43-9005

ウ 回答

質疑に対する回答は、令和 8 年 8 月 1 0 日（月）午後 5 時までに市ホームページ (<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>) に掲載します。ただし、やむを得ない事情により掲載が遅れる場合は、市ホームページでお知らせします。

なお、質疑回答書はこの要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとします。

1 2 選定等の日程

(1) 募集要領・仕様書の配布期間

令和 8 年 7 月 6 日（月）から令和 8 年 7 月 3 1 日（金）まで
（ただし、土、日、祝日は除く。）午前 9 時から午前 1 1 時・午後 1 時から
午後 4 時まで

※詳細は「1 3 募集要領の配布場所及び配布期間」を参照

(2) 質問書の受付期間

令和 8 年 7 月 6 日（月）から令和 8 年 7 月 3 1 日（金）まで

(ただし、土、日、祝日は除く。) 午前9時から午前11時・午後1時から午後4時まで

※詳細は「11 説明会の開催及び質疑」を参照

(3) 申請書の受付期間

令和8年8月10日(月)から令和8年8月21日(金)まで

(ただし、土、日、祝日は除く。) 午前9時から午前11時・午後1時から午後4時まで

※詳細は「17 指定管理者申請書の提出先及び受付期間」を参照

(4) 第1次審査結果の発表

令和8年9月1日(予定)

(5) 第2次審査の実施

令和8年10月下旬(予定)

(6) 指定管理者候補者の決定

令和8年10月下旬(予定)

(7) 仮協定の締結

指定管理者候補者の決定後速やかに締結

(8) 指定管理者の指定

令和8年12月議会での議決により指定

(9) 協定の締結

令和9年3月中に締結

1.3 募集要領・仕様書の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

ア 福津市 都市整備部 建設課 建設係

福岡県福津市中央1丁目1-1 TEL:0940-62-5062

イ 福津市公式ホームページ

<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>

(2) 配布期間(1.3 募集要領・仕様書の配布場所及び配布期間 アの場合)

令和8年7月6日(月)から令和8年7月31日(金)まで

(ただし、土、日、祝日は除く。) 午前9時から午前11時・午後1時から午後4時まで

1 4 指定管理者の申請に係る留意事項

(1) 本要領に記載する以外の指定の手続き

本要領に記載する以外の指定の手続きに関することについては、「福津市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例」及び「福津市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」に準ずるものとします。

(2) 重複申請の禁止

申請は、1 団体につき 1 組とします。複数の申請はできません。

共同事業体による申請の場合、その構成団体が別に申請し、又は他の共同事業体の構成団体として申請することはできません。

(3) 応募書類の変更等

提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(5) 応募費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

1 5 福津市と指定管理者との役割・リスク分担

仕様書を参照してください。

1 6 法令等の遵守

指定管理者は、関係する法令、市の条例及び規則等を遵守し、適正に公園の管理運営を行うものとします。

(1) 関係法令

地方自治法、労働基準法、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則等

(2) 関係条例及び規則

福津市公園条例、福津市公園条例施行規則、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、福津市情報公開条例、福津市情報公開条例施行規則、福津市個人情報保護法施行条例、福津市個人情報保護法施行細則等

(3) その他の法令等

指定期間中に上記法令等に改正があった場合や、管理運営についての基準を

定める指針等が別に示された場合等は、その内容を遵守するものとします。

17 指定管理者申請書の提出先及び受付期間

申請書の提出は、事前に連絡の上、持参してください。事前に連絡がない場合は、受付できません。

なお、持参以外の郵送等での提出は、一切受け付けません。

(1) 提出先

福津市 都市整備部 建設課 建設係
〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1-1
TEL:0940-62-5062 FAX:0940-43-9005

(2) 受付期間

令和8年8月10日(月)から令和8年8月21日(金)まで
(ただし、土、日、祝日は除く。) 午前9時から午前11時・午後1時から
午後4時まで
※受付期間終了後は、理由の如何に関わらず受け付けません。

18 条例・施行規則等

- ・福津市公園条例
- ・福津市公園条例施行規則
- ・福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・福津市公の施設における指定管理者の指定に係る指定候補者選定規程

19 資料

- ・現指定管理者収支実績(令和4・5・6年度実績、令和7・8年度予算)
- ・現指定管理者の供用実績
- ・現指定管理者人員配置概要(令和6年度実績)
- ・現指定管理者自主事業概要(令和6年度実績)
- ・現指定管理者光熱水費概要(令和6年度実績)
- ・有料公園施設利用者数及び使用料収入推移
- ・有料公園施設等における市・関連団体事業一覧、一般団体大会利用件数
- ・市事業等減免許可申請フローについて
- ・備品等一覧・備品等に関する考え方
- ・有料公園施設使用料の改定

別紙

- 別紙様式1 質問書
- 別紙様式2 指定管理料提案書
- 別紙様式3 共同事業体協定書兼委任状
- 別紙様式4 提出書類チェックリスト
- 別紙様式5 指定管理者応募業者概要書

- 別紙様式6 見学会参加申込書
- 福津市総合運動公園・久末総合公園・あんずの里運動公園・宮の元公園・本木川自然公園指定管理者業務仕様書
- 別紙1 事業収支試算
- 別紙2 指定管理者選定における審査基準表